

芳賀町資源物回収奨励金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、町民の資源物回収運動に協力した団体（以下「団体」という。）に対し奨励金を交付することにより、廃棄物の再生利用を促進し、ごみの減量を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「資源物」とは、一般廃棄物のうち資源として再利用できる紙類、ビン類、缶類、鉄くず、布類等をいう。

(奨励金)

第3条 奨励金は、資源物を地域又は団体で共同収集し、売却した団体に対し町長が適当と認めたとき交付するものとし、その額は、別表のとおりとする。ただし、当該額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、その代表者を通じて毎年度、資源物回収を実施する前に別に定める資源物回収団体届出書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第5条 団体の代表者は、資源物を地域で共同収集し、売却したときは、その都度別に定める資源物売却実績報告書（別記様式第2号）に計量証明書を添付し町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 町長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは団体に対し、四半期ごとに奨励金を交付する。

(奨励金の返環)

第7条 町長は、偽りその他不正行為により奨励金を受けた団体があるときは、その団体から当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(業者との連絡調整)

第8条 町は、資源物回収運動の円滑な推進を図るため、資源物回収業者との連絡調整を行うものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

別表（第3条関係）

排出元	資源物の種類	金額（1kg当たり）
一般家庭	ビン類、缶類、鉄くず、布類等	10円
	紙類	20円
事業所	ビン類、缶類、鉄くず、布類等	5円
	紙類	10円